

横浜市立上川井小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 25 日策定（令和 6 年 3 月 21 日改訂）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

○いじめの定義【いじめ防止対策推進法第 2 条】

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

○いじめを防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

【横浜市「いじめ防止等に向けての基本理念」より】

本校は全学年が単級の小規模校である。学校の歴史は古く、明治 13 年の上川井学校に始まり、都岡小学校の分校時代を経て、昭和 44 年に現在の上川井小学校となり、地域住民の母校として大切にされている。豊かな自然と古くからの習わし、歴史ある行事が残っており、地域と学校の関わりは深い。

小規模校の特性を生かし、全教職員が全児童を見守る体制と意識をもち、児童理解においても情報の共有化を図り、子どもの困り感やいじめの未然防止、いじめの早期発見につなげている。

また、年間を通して、縦割り班活動を充実させ、縦のつながりを深めた人間関係の構築やリーダーの自覚を持った 6 年生を育てると同時に、リーダーに協力し、助け合うことの大切さと思いやりの気持ちを育むことで、いじめ防止につなげている。

学校・家庭・地域が連携して、子どもを見守り、健やかな成長を促すためには、学校運営協議会との協働も充実させる必要がある。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

○委員会の構成員

「いじめ防止対策委員会」は、学校長、副校長、主幹教諭、児童支援専任教諭、養護教諭、関係する学級担任等で構成し、必要に応じて心理や福祉等の専門家である学校カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等外部の専門家の参加を求める。

○委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月 1 回、定期的を開催する。また、いじめの疑いがあつた段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催するものとする。また、責任者である校長は、学校として組織的に対応方針を決定する。また、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行うものとする。

○委員会の活動内容

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む中核の役割を担うものである。いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて、情報の収集・発信・記録・対応に関する役割分担をすすめる。また、教職員のいじめ防止のための研修計画を立案する。重大事態が起こったときは、中心になって調査をする。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

○いじめの未然防止

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。誰もが安全で、安心して学んだり過ごしたりできる場として、人権教育全体計画、道徳教育全体計画、特別活動全体計画、「豊かな心の育成」推進プラン等をもとに、教育活動を進める。また、「学校いじめ防止対策委員会」の存在及び活動を児童及び保護者に周知する。

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、児童の主体的な取組への支援、道徳教育の推進、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用を行う。また、学びの基礎・基本の定着を図り、児童自らが問題解決をできる力を身に付けながら、他との違いを認め、自尊意識を高められるような授業づくりに努める。

○いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いをもって、いじめを積極的に認知するため、早期発見のための取組を行う。

- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修
- ・日常的に児童の様子についての情報の共有化を図り、いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり及び風通しの良い職場環境を構築する。
- ・Y-P アンケート、いじめ解決一斉キャンペーン、定期的な子ども面談を実施し、子どもの困り感の把握に努める。
- ・保護者や地域の方々との情報共有、関係機関との連携を通して、子どもの地域での様子を把握する。

○いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導を行う。教職員は、担任や一部の教職員で抱えることなく、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、学校の迅速かつ組織的な対応につなげるものとする。

- ①いじめ防止対策委員会での情報共有を行い、対応方針を決定し、その記録を残す。
- ②被害児童及び保護者への心に寄り添った支援、加害児童及び保護者への指導・支援を継続的に行う。
- ③保護者の協力を得るとともに、必要に応じて警察署等関係機関とも連携を行う。

○いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・いじめの行為が少なくとも3カ月（目安）止んでいること・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと |
|---|

○教職員等への研修

児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修や、法の確実な運用を行うための研修等を行う。

○学校運営協議会等の活用

「学校運営協議会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめ問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

○取組の年間計画

	学校の取り組み内容	【児童】（保護者） ★地域
4月	組織の役割の確認、 新年度の児童の実態把握・情報収集	（家庭訪問）
5月	学校の状況・YP アドミットの研修 児童の実態の共通理解	生活(YP)アンケート実施 いじめアンケート（記名式）実施
6月	児童理解(個に応じた対応、コンサルテーション)、子ども面談いじめアンケートのまとめ	担任との面談 ★学家地連
7月	学校状況・児童の実態の共通理解 児童理解(個に応じた対応、保健室報告) ・小中都岡中ブロック子ども会議（8月区交流会に向けて）	（個人面談）
8月	児童理解研修、特別支援研修 横浜子ども会議(区交流会) 夏期休業明けの学校の状況・児童の実態の共通理解	★地区懇談会
9月	児童理解(個に応じた対応、保健室報告)	
10月	学校の状況・児童の実態の共通理解(YP アドミット等を基にして) 児童理解(個に応じた対応、保健室報告)	
11月	学校状況・児童の実態の共通理解 児童理解(個に応じた対応、保健室報告)	生活(YP)アンケート実施 いじめアンケート（無記名）実施
12月	人権週間の取組について、いじめアンケートのまとめ 児童理解(個に応じた対応、コンサルテーション)、子ども面談	担任との面談 (個人面談)
1月	学校状況・児童の実態の共通理解 児童理解(個に応じた対応、保健室報告)	
2月	学校状況・児童の実態の共通理解 児童理解(個に応じた対応、保健室報告)	★学家地連
3月	学校状況・児童の実態の共通理解 児童理解(個に応じた対応、保健室報告)、次年度にむけてのまとめと引き継ぎ	

4 重大事態への対処

○重大事態の定義【いじめ防止対策推進法第28条第1項】

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）
 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）

○発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ未然防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。